

財務省告示第四百七十六号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成十六年十月十四日に買入消却した国債

の名称等を別表のとおり告示する。

平成十六年十一月五日

財務大臣

谷垣

禎一

（別表）

合 計	"	"	"	"	"	"	"	"	利付 國庫債券 (十年)	國債の名称	記号
	第二 百 七 回	利付 國庫債券 (十年)	國債の名称								
千 五 百 四 億 円	百 九 十 四 億 円	百 億 円	千 三 十 億 円	三 十 億 円	二 十 億 円	六 十 億 円	五 十 億 円	二 十 億 円	額 面 金 額 の 総 額	額 面 金 額 の 総 額	
	百 一 円 六 十 錢 六 厘	百 一 円 六 十 錢 二 厘	百 一 円 五 九 錢 八 厘	百 一 円 五 九 錢 四 厘	百 一 円 五 八 錢 九 厘	百 一 円 五 八 錢 五 厘	百 一 円 五 八 錢 一 厘	百 一 円 五 六 錢 九 厘	額 り の 金 額 の 買 入 消 却 し た 國 債	額 り の 金 額 の 買 入 消 却 し た 國 債	百 圓 價 格 當 た